

指定管理者の候補者の選定結果概要

施設名称	西浅井地域振興関連施設 1 北淡海・丸子船の館 2 奥びわ湖水の駅 3 海道・あぢかまの宿 4 近江塩津駅前駐輪場所 5 近江塩津駅前駐車場 6 永原駅コミュニティハウス 7 永原駅前駐輪場所
施設所管課	1 : 産業観光部文化観光課 2 : 産業観光部農業振興課 3, 4, 5, 6, 7 : 都市建設部都市計画課
施設概要	【北淡海・丸子船の館】 所 在 地 : 長浜市西浅井町大浦 582 番地 構造・面積 : 木造 2 階建て (一部鉄骨) 延床面積 377.32 m² 開設年度 : 平成 8 年度 施設内容 : 展示室、ホール 【奥びわ湖水の駅】 所 在 地 : 長浜市西浅井町塩津浜 1765 番地外 構造・面積 : (直売所) 鉄骨造平屋建て 延床面積 466.00 m² (加工所) 鉄骨造平屋建て 延床面積 208.95 m² (栽培ハウス) 鉄骨造平屋建て 面積 186.8 m²×3 棟 (交流館) 木造 2 階建て 延床面積 172.35 m² 開設年度 : (直売所) 平成 17 年度 (加工所) 平成 10 年度 (栽培ハウス) 平成 21 年度 (交流館) 平成 21 年度 施設内容 : 直売所(販売)、加工所(加工)、栽培ハウス(栽培)、交流館(交流) 【海道・あぢかまの宿関連施設】 所 在 地 : 海道・あぢかまの宿 長浜市西浅井町余 266 番地 近江塩津駅前駐輪場所 長浜市西浅井町余 266 番地 近江塩津駅前駐車場 長浜市西浅井町余 240 番地 1 構造・面積 : 木造平屋建て 延床面積 130.19 m² 開設年度 : 平成 7 年度 施設内容 : 待合室 (ホール)、事務室、郷土物産展示室、トイレ、倉庫 近江塩津駅前駐輪場所 (30 台) 近江塩津駅前駐車場 (普通車 41 台) 【永原駅コミュニティハウス関連施設】 所 在 地 : 永原駅コミュニティハウス 長浜市西浅井町大浦 1098 番地 4 永原駅前駐輪場所 長浜市西浅井町大浦 1098 番地 4

		構造・面積：木造２階建て 延床面積 264.69㎡ 開設年度：平成11年度 施設内容：待合室（ホール）、事務室、郷土物産展示室、 多目的ギャラリー展示室（交流ルーム）、トイレ、倉庫
募集概要	募集方法	非公募
	募集要項配付期間	令和7年7月4日～令和7年8月1日
	申請書類受付期間	令和7年7月25日～令和7年8月1日
	指定期間	令和8年4月1日～令和11年3月31日（3年間）
	募集内容 指定管理業務内容	① 長浜市郷土資料館条例第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務 - 一 郷土の歴史、文化等に関する資料の収集、保存に関すること。 - 二 資料の展示及び住民への公開に関すること。 - 三 資料の調査研究及び啓もう普及活動に関すること。 - 四 その他館の目的を達成するために必要な事業 ② 奥びわ湖水の駅設置管理条例第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務 - 一 地域の農林水産物及びその加工品の開発及び販売に関すること。 - 二 自然と観光が融合した地域の活性化の取組みに関すること。 - 三 その他施設設置目的を達成するために必要な業務 ③ 長浜市駅利用促進施設条例第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務 - 一 駅利用者の利便の向上に関すること。 - 二 地域住民相互及び地域住民と駅利用者との交流促進に関すること。 - 三 その他施設の目的を達成するために必要な業務 ④ 長浜市内の米原管理駅における管理運営に関する協定書及び永原駅における管理運営に関する協定書各条に掲げる業務 - 一 乗車券原紙の請求及び受入 - 二 収入金等の納入 - 三 清掃業務 - 四 ゴミ処理 - 五 除雪作業 ⑤ 管理施設の維持管理に関する業務 ⑥ 管理施設の使用許可に関する業務 ⑦ 管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務 ⑧ その他市長が必要と認める業務 ※ 詳細は、西浅井地域振興関連施設管理運営業務仕様書のとおり
	指定管理料限度額	令和8年度 17,433,000円 令和9年度 17,433,000円 令和10年度 17,433,000円 ※ この額は、現行の消費税率（10％）に基づき積算しています。 協定の締結及び支払いにおける指定管理料の額は、その時期に応じた消費税率で計算し直したものとします。
応募状況		申請者 共同申請の

		所在地		名称	場合の構成																											
		申請者	長浜市西浅井町 大浦 1098 番地 4	有限会社西浅井総合サービス																												
審査の概要及び結果	審査方式	長浜市指定管理者選定委員会において、指定管理者指定申請書の審査や申請者へのヒアリング等を実施し、審査基準に基づき申請内容を総合的に判断し、指定管理者の候補者としての妥当性を審査します。																														
	選定委員会委員	5 人																														
	審査経過	第 1 回選定委員会（令和 7 年 7 月 1 日開催） 施設所管課から指定管理者の募集概要の説明を受け、募集要項、仕様書等を審査し、募集方法及び審査基準を決定した。 第 2 回選定委員会（令和 7 年 8 月 2 8 日開催） 申請者の申請書の審査及びヒアリング等を実施し、審査基準ごとに採点を行い、その採点結果を判断基準として指定管理者の候補者の適否を判断した。																														
	審査基準	1 事業計画書による公の施設の運営が住民の平等な利用を確保できるものであること。 2 事業計画書の内容が当該公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。 3 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 4 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。 5 その他市長が当該公の施設の性質又は目的に応じて定める基準																														
	指定管理者の候補者	有限会社西浅井総合サービス																														
	審査結果及び理由	【審査基準に基づく採点結果】 <table><thead><tr><th>審査基準</th><th>配点</th><th>申請者の点数</th></tr></thead><tbody><tr><td>審査基準 1</td><td>1 0</td><td>7. 4</td></tr><tr><td>審査基準 2</td><td>5 5</td><td>4 0. 2</td></tr><tr><td>審査基準 3</td><td>2 5</td><td>2 1. 2</td></tr><tr><td>審査基準 4</td><td>4 5</td><td>3 7. 2</td></tr><tr><td>審査基準 5</td><td>6 5</td><td>4 8. 4</td></tr><tr><td>合計</td><td>2 0 0</td><td>1 5 4. 4</td></tr><tr><td>(参考) 1 0 0 点換算割合</td><td>1 0 0</td><td>7 7. 2</td></tr></tbody></table> 【指定管理料の提示額】 <table><thead><tr><th>申請者</th><th>提示額</th></tr></thead><tbody><tr><td>有限会社西浅井総合サービス</td><td>令和 8 年度～1 0 年度 1 7, 4 3 3 千円／年</td></tr></tbody></table>				審査基準	配点	申請者の点数	審査基準 1	1 0	7. 4	審査基準 2	5 5	4 0. 2	審査基準 3	2 5	2 1. 2	審査基準 4	4 5	3 7. 2	審査基準 5	6 5	4 8. 4	合計	2 0 0	1 5 4. 4	(参考) 1 0 0 点換算割合	1 0 0	7 7. 2	申請者	提示額	有限会社西浅井総合サービス
審査基準	配点	申請者の点数																														
審査基準 1	1 0	7. 4																														
審査基準 2	5 5	4 0. 2																														
審査基準 3	2 5	2 1. 2																														
審査基準 4	4 5	3 7. 2																														
審査基準 5	6 5	4 8. 4																														
合計	2 0 0	1 5 4. 4																														
(参考) 1 0 0 点換算割合	1 0 0	7 7. 2																														
申請者	提示額																															
有限会社西浅井総合サービス	令和 8 年度～1 0 年度 1 7, 4 3 3 千円／年																															

		【理由】 有限会社西浅井総合サービスは、平成13年4月の設立からこれまでの間、西浅井地域の公の施設の管理を通じて、同地域の人材を活用し、雇用を創出しており、その活動が評価できる。 また、健全な会社運営のもと、関係団体と連携・協力して地域活性化を進めていくという点においても期待できることから、指定管理者候補として適当と判断した。 今後、指定管理施設はもとより、市内他施設とも相互連携を図りつつ、若い世代も巻き込みながら、魅力ある地域資源のPRや自由提案内容を積極的に取り組んでいただき、収益の追求だけでなく、地元住民の生活支援についても、自治体にできない面をカバーして管理運営を行っていただくことを期待する。
市が選定する指定管理者の候補者		有限会社西浅井総合サービス
		【理由】 長浜市指定管理者選定委員会の審査結果をふまえ、長浜市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の各号のいずれにも適合し、適切に管理を行うことができると認められるため、上記の団体を西浅井地域振興関連施設の指定管理者の候補者に選定した。